

の生育等について確認すること。

- (6) 対象実施区域において土地の改変を行うことが見込まれるが、植樹等による植生の早期回復に努めること。なお、植生の回復に当たっては、改変前の植生を考慮するとともに、外来種等が混入することのないようにすること。

6 景観に関すること

- (1) 眺望点⑱八重の棚田(上之丸中線中間点付近)から視認される風力発電機は、1号から4号まで、それぞれ垂直視野角7.3度、6.4度、6.3度、7.6度とされている。
平成12年環境省、「自然との触れ合い分野の環境影響評価基準(Ⅱ)調査・予測の進め方について」にある「垂直視覚と鉄塔の見え方」によると、視角 5° ～ 6° は「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある(構図を乱す)」、「圧迫感はあまり受けにくい(上限か)」とされていることから、上記予測結果は、垂直視野角6度を超過しており、当該風力発電機の設置は、景観的に大きな影響があると考えられる。
(2) 眺望点③八重山公園から視認される風力発電機は1号から3号で、風力発電機の一部が地形と植生に遮断され、それぞれ垂直視野角3.6度、4.7度、0.5度と予測されている。これらの結果についても「垂直見込角が $1\sim 2^{\circ}$ を超えると景観的に気になり出す可能性がある」と準備書に記載されていることから、当該風力発電機の設置は、景観的に影響があると考えられる。
(3) 眺望点③八重山公園の眺望点とされた地点は、風力発電機の方向に樹木がある公園(管理)事務所前に設定されているが、同事務所付近への車の侵入は禁止されており、八重山公園利用者は交流促進センター「てんがら館」周辺の駐車場を使用し、同館で受付を行い公園施設を利用している。これら利用者の動線により、同公園で不特定かつ多数の利用がある地点は、「てんがら館」玄関ポーチ付近と考えることから、同地点を八重山公園の眺望点とするとともに、「八重棚田館」「ゆるり乃湯」「梨木野地区」を主要な眺望点に追加し、調査結果を速やかに住民説明会等において公表、説明すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場に関すること

- (1) 工事期間中及び施工後、八重山自然遊歩道をはじめとする人と自然との触れ合いの活動の場において、利用者に対する十分な安全を確保するとともに、利用に際して影響を回避・低減すること。
安全の確保が困難な場合は、風力発電設備の配置を取りやめ、または変更すること。
(2) 八重山山頂広場の隣接地における風力発電設備の設置については、同遊歩道及び山頂広場の利用者の安全を考慮し十分な離隔距離を確保するため、同地における風力発電設備の配置を取りやめ、または変更すること。なお、離隔距離については専門家の意見等を踏まえること。
(3) 八重山山頂付近における同遊歩道と風力発電設備の管理用道路が隣接している区間について、同遊歩道利用者の安全を考慮し十分な離隔距離を確保すること。

8 その他

- (1) 風車の影について、ガイドラインの指針値を超える住戸については、植生や建築物などで遮蔽されることにより影響が生じる可能性が低いとされているが、建築物などは不変ではないことから、指針値を超えることがないよう、再度、十分に検討すること。